

債権調査の結果について（お知らせ）

平成31年3月12日

債権者 各位

破産者 株式会社サンク

破産管財人 弁護士 塩路 広海

平素は、破産者株式会社サンクの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、債権者の皆様からご提出いただきました破産債権届出書は、破産管財人において、届出債権の調査を行い、裁判所に認否書を提出しました。

本件破産事件における債権調査期間は、平成31年3月18日から同月25日までと定められております。

※ 破産管財人が異議を述べる届出債権については、下記【債権調査結果等の概要】3に記載しているとおり、「異議通知書」を当該届出債権者に郵送して届出債権を認めない旨を個別に通知します。

したがいまして、異議通知書が届かなかった場合には、原則として破産管財人において届出債権の全額を認めていますので、ご自身の債権に関する認否結果について、特段の確認は不要とご理解いただいで結構です。

なお、破産債権届出書に記載されたご住所・お名前等について、その後、変更がある場合には所定の手続が必要ですので、破産管財人室までご連絡くださいますようお願いいたします。

【債権調査結果等の概要】

1. 破産債権届出書にあらかじめ債権額が記載されており、同債権額を訂正せずに届出をした場合

- (1) 原則として、届出額の全額を認めています。
- (2) 例外として、以下に該当する場合、届出額の全額又は一部を認めていない場合があります。
 - ① 届出書に不備がある場合
(資格証明書、会社の清算関係の書類、押印の欠落等が主)
 - ② 届出書に記載した債権者とは異なる者が債権届出をした場合
 - ③ その他、他の者が届出債権を有していることが判明した場合や、債権額を減額すべき事情（他に利得を得ている等）が判明した場合など、届出額の全額又は一部を認められない事由が判明した場合

2. 破産債権届出書にあらかじめ債権額が記載されていたが、同債権額を訂正して届出をした場合や、破産債権届出書にあらかじめ債権額が記載されていなかった場合届出額の全額又は一部を認めていない場合があります。

3. 異議通知書について

上記1(2)や2の場合、対象となる皆様には、上記債権調査期間内に「異議通知書」を発送して、届出債権を認めていない旨を個別に通知します（通数が多いため、お手元に届く日は、ばらつきがあります。）

異議通知書が届いた場合には、内容をよくお読みください。

4. 破産債権の確定までの流れ

- (1) 届出をした債権額の一部又は全額を、破産管財人が認めなかった場合（異議）
異議に不服がある場合には、裁判所に査定申立て又は訴訟受継の手続を行うことが必要です。何もしなかった場合には、破産管財人が認めた金額にて確定します。査定申立て又は訴訟受継により、届出債権額の全額又は一部が認められた場合には、認められた範囲で配当手続に入ります。債権額が零で確定した場合には、配当はないという結果になります。
- (2) 届出をした債権額の全額を、破産管財人が認めた場合（特に通知はありません）
他の債権者からの異議がなければ、届出額により債権額が確定します。

5. 配当手続について

債権者の皆様に対する配当手続は、今後、全ての破産債権が確定し、さらに、破産財団に属する資産の換価が全て完了した後に実施する予定です。資産の換価には、未だ時間を要する見込みであり、現時点では配当率及び配当の時期ともに未定です。配当実施の際は、事前に債権者の皆様にお知らせいたします。

以上